

## 介護サービス事業者の指定更新申請の手続きについて

### 《指定の更新制度とは》

平成18年4月の介護保険法改正により、指定の更新制度が創設され、介護サービス事業者の指定について、原則6年ごとに更新が必要となりました。

事業者が指定の更新を行わない場合は、有効期間の経過により指定の効力を失うことになります。

### 《申請書類》

次の指定更新申請書類を**1部**提出してください。なお、様式については、ホームページからダウンロードできます。必ず本市の様式を使用してください。

### 《提出期限》

指定の更新についての通知に記載された提出期限までに、提出してください。

### 《提出場所》

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市役所 介護保険課 経営係 （持参または郵送）

### 《注意事項》

- 複数の事業所において同じ事業所番号を使用している場合であっても、事業所ごとに指定の更新が必要となります。
- 指定更新申請書の提出後、指定更新までの間に申請内容に変更があった場合は、すみやかに変更内容を介護保険課経営係まで連絡するとともに、申請書類の差し替え等を行ってください。
- 次のみなし事業所については、更新手続きは不要です。  
※更新手続き不要なみなし指定事業所（一般の指定を受けている事業所は更新必要）  
保険医療機関（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション  
（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）居宅療養管理指導  
保険薬局（介護予防）居宅療養管理指導・（介護予防）短期療養生活介護
- 下記のいずれかに該当する場合、指定の更新をすることはできません。
  1. 指定更新日に事業所が休止している。
  2. 有効期間満了日までに指定の更新申請がない。
  3. 指定の欠格事由に該当する。

